はじめに

平成11年7月、中央環境審議会は、今後10年程度を見通した5年間の環境研究・環境技術開発の推進政策を具体化するものとして環境研究技術基本計画を答申し、同計画は環境庁長官決定された。また、平成12年12月、第2次の環境基本計画が中央環境審議会の答申を受けて閣議決定されたが、同計画は環境研究、環境技術の振興とそのための基盤整備の推進等を規定している。さらに、平成13年3月、第2次の科学技術基本計画が総合科学技術会議の議を経て閣議決定された。同計画は、国家的・社会的課題に対応した研究開発の重点化を図るべき分野の一つに「環境」を指定し、重点的・優先的に研究開発資源を配分することを規定するとともに、重点分野については、さらに重点領域とその領域における研究開発の目標及び推進方策の基本的事項を定めた推進戦略を策定することとした。また、平成13年4月、国立環境研究所を始めとして、これまで環境研究・環境技術開発の中核を担ってきた国立試験研究機関の多くが独立行政法人となった。

このような状況を踏まえて、平成13年4月、環境大臣から中央環境審議会に対して「環境研究・環境技術開発の推進を重点的・戦略的に行うための方策は、いかにあるべきか」が諮問された。同諮問は、総合政策部会に付議され、同部会に環境研究技術専門委員会を設置して審議することとなった。環境研究技術専門委員会においては、さらに循環・廃棄物分科会、地球環境分科会、化学物質分科会、環境管理分科会、自然環境分科会の5分科会を設けて検討を進めている。

本報告書は、総合科学技術会議における推進戦略の策定に資するよう中間的に取りまとめを行ったものである。

平成13年5月に行われた小泉内閣総理大臣の所信表明演説では、「環境の制約を克服する科学技術を、開発・普及したい」とされており、本報告書がその一助となることを期待したい。